

## グラウンドの使用に関する契約書

所有者 城里町（以下「甲」という。）と使用者 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリー・ホック（以下「乙」という。）とは、次の条項により城里町七会町民センターグラウンドの使用に関する契約を締結する。

### （使用物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「使用物件」という。）を乙に使用させる。

名 称	所 在	設 備
城里町七会町民センター	東茨城郡城里町小勝 2268 番地の 3	グラウンド

### （用途）

第2条 乙は、使用物件をサッカー練習場及び乙が主催するサッカー教室等の連携事業として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

### （使用期間等）

第3条 使用の期間は、平成 30 年 2 月 13 日から平成 40 年 2 月 12 日までとする。ただし、この使用期間中であっても、甲において公用又は公共用に供するため必要がある場合は、甲はいつでもこの契約を解除することができるものとする。

### （使用料）

第4条 使用物件の使用料は、次のとおりとする。ただし、経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

年 度	使 用 料	摘 要
平成 29 年度	1, 000, 000 円	平成 30 年 2 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 30 年度～38 年度	8, 000, 000 円	当該年度 4 月 1 日～3 月 31 日
平成 39 年度	7, 000, 000 円	平成 39 年 4 月 1 日～平成 40 年 2 月 12 日

2 乙は、前項の使用料を、次に示す納期に分割し甲が発行する納入通知書により指定された納期限内に甲が指定するところにより納入するものとする。ただし、納入通知書は、各納期の使用期間終了後に発行するものとする。

納 期	使 用 期 間	使 用 料
第1期	2 月 13 日～ 3 月 31 日	1, 000, 000 円
第2期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	2, 000, 000 円
第3期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	2, 000, 000 円
第4期	10 月 1 日～12 月 31 日	2, 000, 000 円
第5期	1 月 1 日～ 2 月 12 日	1, 000, 000 円

### （譲渡及び転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の承諾がなければ、この契約により生ずる使用権を譲渡してはならない。

### （使用物件の現状変更）

第6条 使用物件の現状を変更しようとするときは、乙は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

### （滅失等の通知）

第7条 乙は、使用物件が災害その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、第3条ただし書に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 使用物件をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 使用料を指定された納期限内に納入しないとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) その他この契約の条項に違反したとき。

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。この場合の使用料については、甲乙協議するものとする。

- (1) 使用物件の管理が良好でないとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって使用できないとき。

(返還等)

第10条 乙は、使用期間が満了したとき又は第8条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって使用物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、使用物件を現状において返還することを甲が承諾したときは、この限りでない。

2 使用物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することができない。ただし、第3条ただし書の規定によりこの契約を解除された場合は、この限りでない。

(信義則)

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月9日

甲 東茨城郡城里町石塚 1428-25

城里町長

上遠野修

印

乙 水戸市笠原町 136 番地 1

株式会社フットボールクラブ水戸ホーリー本部

代表取締役社長 清田 邦郎

